

件名	特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例の一部を改正する条例
主管課	人事課
根拠法令等	労働組合法の一部を改正する法律（平成16年法律第140号）
<p>【改正の概要】</p> <p>地方労働委員会の名称変更に伴う規定整備を行う。</p> <p>「地方労働委員会委員」 「労働委員会委員」</p>	
施行日	17年1月1日
<p>【その他参考事項】</p> <p>1 労働組合法の改正の背景</p> <p>労働委員会の不当労働行為審査の長期化が著しいこと、命令に対する取消率が高いこと等の問題が生じているため、審査の迅速化、的確化を図る必要があることから、審査手続及び審査体制を整備する等の労働組合法の改正が行われた。</p> <p>地方労働委員会に係るその他の改正の概要</p> <p>(1) 名称変更 「地方労働委員会」 「都道府県労働委員会」</p> <p>(2) 計画的な審査 審問開始前に、争点・証拠や審問回数等を記載した審査計画の作成を義務化 審査の期間の目標を定めるとともに、目標の達成状況その他の審査の実施状況を公表</p> <p>(3) 迅速・的確な事実認定 公益委員に合議により証人の出頭、物件の提出等の命令権を付与 提出を命ぜられても提出されなかった物件については、取消訴訟における証拠提出を制限</p> <p>(4) 地方労働委員会に対する規制緩和 事務局の次長必置規制を廃止 条例により各委員定数の2名の増員又は小委員会制の導入が可能</p> <p>(5) 和解の促進 作成した和解調書を債務名義とみなす等、和解の法的効果について規定</p> <p>2 愛媛県地方労働委員会の概要</p> <p>(1) 設置 昭和21年3月（労働組合法施行）</p> <p>(2) 根拠 労働組合法第19条の12第1項</p> <p>(3) 委員数 公益委員・労働者委員・使用者委員 各5人</p> <p>(4) 会長 白石 喜徳（公益委員・弁護士）</p>	